

労働市場の動向(平成29年11月内容)

【求人動き】

- 新規求人数は全数が1181人で、前月比▲19.9%と大幅に減少した。また、対前年同月比でも▲0.7%とわずかに減少した。このうち一般求人数は799人で前年同月比6.7%とかなりの程度増加、パート求人数は382人で前年同月比▲13.2%とかなり大きく減少した。
- 有効求人数は全数が3747人で、前月比▲4.8%とやや減少した。また、対前年同月比でも▲1.4%とわずかに減少した。このうち一般求人数は2659人で前年同月比3.6%とやや増加、パート求人数は1088人で前年同月比▲11.8%とかなり大きく減少した。

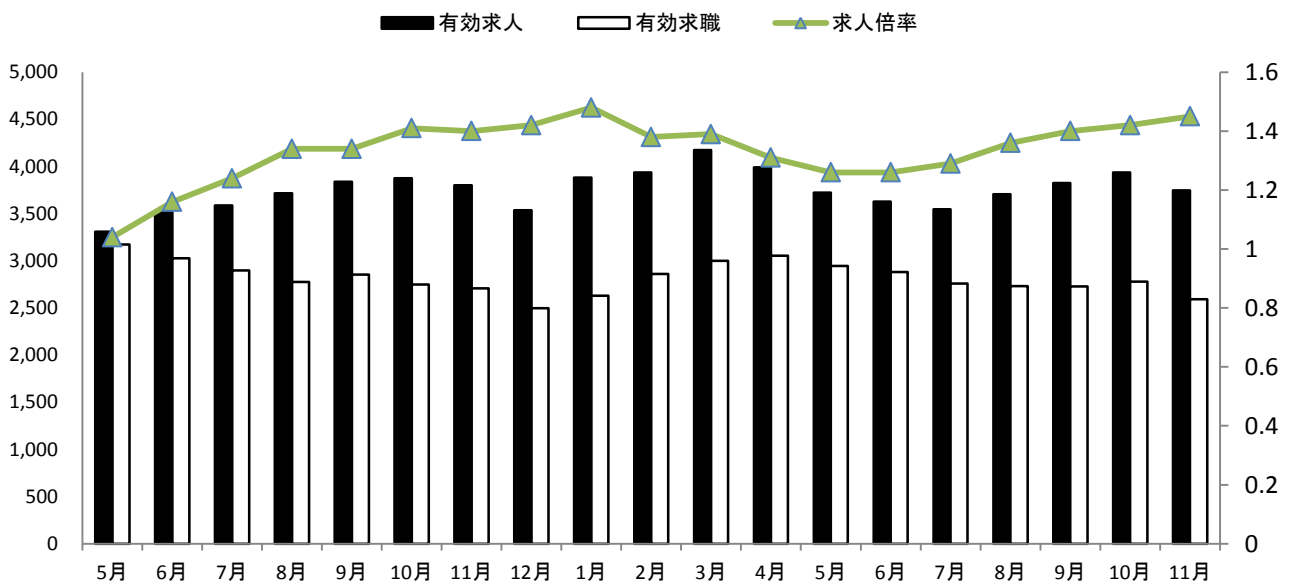
【求職の動き】

- 新規求職者数は全数が560人で、前月比▲21.9%と大幅に減少した。また、対前年同月比でも▲13.3%とかなり大きく減少した。このうち一般求職者数は390人で前年同月比▲15.2%とかなり大きく減少、パート求職者数は170人で前年同月比▲8.6%とかなりの程度減少した。
- 有効求職者数は全数が2592人で、前月比▲6.7%とかなりの程度減少した。また、対前年同月比でも▲4.2%とやや減少した。このうち一般求職者数は1733人で前年同月比▲5.2%とやや減少、パート求職者数は859人で前年同月比▲2.1%とわずかに減少した。

【雇用保険の動き】

- 管内事業所の新規適用数は4件で、廃止数は3件となっている。被保険者の資格取得数は545人で、資格喪失数は519人、うち事業主都合は41人だった。雇用保険の一般受給資格決定件数は150件で、受給者実人員は545人だった。

求人・求職の動き



	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
有効求人	3,310	3,516	3,588	3,716	3,837	3,877	3,800	3,535	3,882	3,937	4,174	3,991	3,721	3,626	3,547	3,706	3,823	3,935	3,747
有効求職	3,173	3,026	2,899	2,777	2,854	2,749	2,706	2,497	2,631	2,860	3,001	3,055	2,945	2,880	2,759	2,733	2,729	2,778	2,592
求人倍率	1.04	1.16	1.24	1.34	1.34	1.41	1.4	1.42	1.48	1.38	1.39	1.31	1.26	1.26	1.29	1.36	1.40	1.42	1.45

宮城県の最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	772円	29. 10. 1

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
鉄鋼業 <small>鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄铸件製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)</small>	847円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	28. 12. 15
	872円		29. 12. 15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 <small>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)</small>	798円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	28. 12. 15
	819円		29. 12. 15
自動車小売業 <small>自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)</small>	815円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	28. 12. 15
	840円		29. 12. 15

※ この最低賃金表を職場の見やすい場所に掲示して労働者に周知してください。

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはなりません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮 城 労 働 局